

生ごみ処理容器等購入費補助金 申請の方法について

補助対象者

市内に居住している個人(世帯主)で、
自ら使用する方。 ※ 団体や事業所では申請できません。

補助対象商品

生ごみ処理容器
微生物を利用して生ごみを発酵分解し、土壌還元(堆肥化)する機能を有するもの

生ごみ処理機

微生物による分解消滅方式又は温風乾燥方式等により、堆肥化及び減量化する機能を有するもの

補助金額

1世帯2基まで
購入金額の1/2※
(限度額 3,000円)
※100円未満は切り捨て
例) 4500円→2200円

1世帯1基まで
購入金額の1/2※
(限度額 50,000円)
※100円未満は切り捨て
例) 50500円→25200円

申請方法

商品の購入

⇒購入店舗は市内・市外でも結構です。
⇒必ずご本人名で領収書をお願いいたします。

申請書の入手

⇒申請用紙は市役所2階 クリーンライフ課へ。
・ホームページでダウンロードもできます。
また、郵送やファクシミリ、メールでもお送りしています。
詳しくはクリーンライフ課までお問い合わせください。

補助金交付申請書の
記入・提出

⇒以下の書類をご提出ください。
①生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書
②生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書
③生ごみ処理容器等購入費補助事業実績報告書
④領収書のコピー
⑤通帳のコピー(口座番号、口座名義がわかるもの)
⑥保証書のコピー(記入してあるもの)
⑦買った機種が特定できる写真の載った取扱説明書またはパンフレットのコピー(処理機の場合は型番、仕様がわかるもの)
※①②③には印鑑(シャチハタは不可)が必要です。
※②には補助金を振り込む金融機関口座記入欄があります。

補助金交付の方法及び

補助金交付決定書

⇒毎月末で申請を締切り、審査・事務処理を行います。

補助金の振込確認

⇒審査・事務処理後、振込手続きを行います。
振込後は金額に間違いがないことを確認してください。

条件

- 同一年度内において補助金の交付申請ができるのは、生ごみ処理容器又は生ごみ処理機のどちらか一方に限ります。
- 生ごみ処理機の補助金を受けた方は、その年から5年を経過するまでの間、新たに生ごみ処理容器等購入費補助金交付の申請をすることができません。

クリーンライフ課

〒341-8501
三郷市花和田648-1
TEL 048-930-7718(直通)
FAX 048-953-7115